

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

2020年11月10日制定

JIS 登録認証機関協議会

共② 被認証者の氏名若しくは名称又は略号は何処に表示すればよいか。また、被認証者の氏名若しくは名称又は略号に加え、他の事業者に関する表示を行うことは可能か。

解 釈

JIS マークの近傍に被認証者の氏名若しくは名称又は略号を表示することを原則とする。また、被認証者以外の事業者に関する表示をすることは可能であるが、これらが被認証者と紛らわしくなる表示は許容できない。具体的な事例は次のとおり。

1. 被認証者（A（株））が製造業者の場合の具体例

（1）表示が許容できない例（①～③において、いずれも A（株）が被認証者）

被認証者が製造業者の場合、被認証者以外の事業者名を「製造（事）業者 ○○」や「製造元 ○○」の記載をすることによって、当該事業者が被認証者と紛らわしくなる表示、あるいはどちらが被認証者か判別できなくなる表示はできない。

紛らわしい事例

①



A（株）

製造事業者 B（株）

②



A（株）

製造元 B（株）

③



A（株）

B（株）又はB（株）の商標

注1) ①、②において、B（株）の表示は JIS マーク及び A（株）の近傍であるか否かにかかわらず認められない。

2) ③において、B（株）の表示は JIS マーク及び A（株）近傍から離れて、被認証者でないことが明かであれば許容される。ただし、B（株）だけの表示は推奨されない。

（2）表示が許容できる例（①、②において、いずれも A（株）が被認証者）

次の場合は、許容される。

①



A（株）

販売元 B（株）

②



A（株）

輸入元 B（株）

注1) ①、②において、B（株）の位置は JIS マーク及び A（株）の近傍であるか否かにかかわらず許容される。

2) ①において、「販売元」の表示は「販売業者」又は「販売事業者」と表示することも許容される。ただし、これらの記載がないものは、上記（1）の紛らわしい例となる。

3) ②において、「輸入元」の表示は「輸入業者」又は「輸入事業者」の表示も許容される。ただし、これらの表示が

ないものは、上記（１）の紛らわしい例となる。

４） A（株）は、「認証事業者 A（株）」と表示することも認められる。

2. 被認証者が販売業者（又は輸出・輸入業者）の場合

（１）表示が許容できない例（①～④において、いずれも A（株）が被認証者）

被認証者が販売業者（又は輸出・輸入業者）の場合、被認証者以外の事業者名を記載することによって、当該事業者が被認証者と紛らわしくなる表示はできない。

紛らわしい表示例（被認証者が販売業者の場合）

①



A（株）

製造事業者 B（株）

②



A（株）

製造元 B（株）

③



A（株）

販売元 B（株）

④



A（株）

B（株）又はB（株）の商標

注 1) ①～③において、B（株）の位置は JIS マーク及び A（株）の近傍であるか否かにかかわらず認められない。

2) ①、②において、被認証者の大部分が製造業者であるため、「製造業者」又は「製造元」の記載をすることは紛らわしい。ただし、「製造業者」の記載を「製造工場」又は「工場」と記載する場合は、法令上の規定と整合するため、認められる。この場合、製造工場又は工場は認証の範囲内（製造品質管理体制の範囲内であって、現地調査の対象）である。

3) ③において、「販売元」の表示は、「販売業者」又は「販売事業者」と表示することも認められない。

4) ④において、B（株）の表示は、JIS マーク及び A（株）近傍から離れて、被認証者でないことが明らかであれば許容される。ただし、B（株）だけの表示は推奨されない。

5) 被認証者が輸出業者又は輸入業者の場合、③の「販売元」は、それぞれ、次の表示が認められない。

「輸出業者」：「輸出元」、「輸出業者」、「輸出事業者」

「輸入業者」：「輸入元」、「輸入業者」、「輸入事業者」

①、②、④は、販売業者に同じ。

（２）表示が許容できる例（①、②において、いずれも A（株）が被認証者）

次の場合は、許容される。（被認証者が販売業者の場合）

①



認証事業者 A（株）

製造事業者 B（株）

②



A（株）

輸入元 B（株）

注 1) ①②において、B（株）の位置は JIS マーク及び A（株）の近傍であるか否かにかかわらず許容される。

2) ①において、「製造業者 B（株）」は認証の範囲となる。また、「製造業者」は「製造元」でも認められる。

3) ②において、「輸入元」の表示は、「輸入業者」又は「輸入事業者」の表示も許容される。ただし、これらの表示がないものは上記（１）の紛らわしい例となる。

4) 被認証者が輸出業者又は輸入業者の場合、②の「輸入元」は、「販売業者」又は「販売事業者」の表示が認められる。

①は、販売業者に同じ。

既被認証者であって、この考え方に適合しない表示については、本解釈集の制定日より 3 年を目途に表示を変更するか、製造業者を販売業者又は輸入業者に変更する等によって対応する。

ただし、やむを得ない事情により、この変更が不可能な場合にあっては、当該事例を JISCBA で検討し、認められたものにあつては、当該事例を JISCBA において共有するものとする。

以上